








仕様書番号	No. 15
作成年月日	3. 6. 24
作成部隊	古河駐屯地業務隊

貯水槽清掃保守点検役務

業務隊長	管理科長	営繕班長	給排水係長	管財係	施設係	設計
						
役務件名	貯水槽清掃保守点検役務					
種別	表紙					
	図面番号	1 / 6				
	縮尺	-				
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科						

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名 貯水槽清掃保守点検役務
- 2 役務場所 茨城県古河市上辺見1195 陸上自衛隊古河駐屯地
- 3 役務概要 貯水槽の清掃及び保守点検 4 箇所
- 4 一般事項
- (1) 本役務は、役務仕様書によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」、関係法令及び監督官の指示による。
- (2) 本仕様書・図面に記載なき事項については監督官と調整し、当然実施すべき事項は、受注者の負担において実施すること。また、作業上軽微なもので当然必要と判断される事項についても同様とする。
- (3) 受注者は契約後速やかに作業実施日を監督官と調整を行い、また、工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。
- (4) 受注者は現場代理人及び主任技術者を指名し、関係法令及び諸規定に基づき工程管理、品質管理及び作業に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。
- (5) 役務実施中の安全確保には十分に留意して現場管理を行うと共に、火災等の災害及び事故に注意すること。また必要に応じて養生等の処置を行うこと。
- (6) 本役務の実施に伴う駐屯地及び各建物への立入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、その都度監督官から指示する。
- (7) 隊員若しくは部外者等に損害を与えた場合、又は施設等を破損した場合で、その原因が本役務に関わると認められた場合、受注者が補償及び賠償の責を負うものとする。
- (8) 本役務に必要な電気及び水道については、受注者の負担とする。ただし、清掃後の水張り及び水質検査に係るものを除く。

- (9) 本役務に係る申請及び提出書類等は、監督官から指示された様式により作成及び提出すること。
- (10) 本役務の写真はカラーとし、各点検状況、材料搬入を撮影して整理する。また、デジタルカメラも使用出来るものとし、「国土交通省デジタル写真管理基準」で示す有効画素数以上とする。大きさはサービสบ版相当とし、提出部数は1部とする。
- (11) 本役務の完了に際しては、当該役務に関連する箇所の清掃及び片付けを実施した後、監督官に完了届を提出して検査官の検査を受けるものとする。
- (12) その他疑義が生じた場合は、監督官及び契約担当官と調整の上で実施する。

役務件名	貯水槽清掃保守点検役務	図面番号	2 / 6
種 別	役務仕様書(1/2)	縮 尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科			

役 務 仕 様 書

5 特記事項

(1) 本役務の実施場所は下記のとおりとする。

実施場所	対象設備等	規格等
給水所	原水槽	容量：238 t 型式：地下式 本体材質：コンクリート
	受水槽	容量：292 t 型式：2槽式 本体材質：鋼製
	高架水槽	容量：40 t 型式：1槽式 本体材質：コンクリート 高さ：20m
164号建物	高架水槽	容量：6 t 型式：1槽式 本体材質：FRP製 高さ：21.5m (5階建塔屋上)

(2) 本役務は、貯水槽清掃作業監督者講習を修了した者、または同等以上の講習を修了し資格を有した者が従事するものとし、役務実施前に資格証明書等の写しを監督官に1部提出し承認を受けること。

(3) 本役務に従事するすべての作業員は、水道法第21条及び水道法施行規則第16条に基づいた健康診断に異常がなく健康状態が良好な者とし、役務実施日より直近3ヶ月以内に実施した健康診断結果を提出すること。

(4) 本役務は令和3年9月4日(土)に給水所原水槽及び164号高架水槽、9月5日(日)に給水所受水槽及び高架水槽を基準として実施すること。細部時程については監督官と調整のうえ実施すること。

(5) 作業着や使用器具は貯水槽清掃作業専用のもとし、適時消毒を行い、良好な衛生環境を維持すること。また清掃に使用する洗浄車、器具、消毒薬品等は受注者の負担とする。

(6) 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図ること。

(7) 給水所原水槽については、槽内の沈砂排出を含むものとする。

(8) 給水所高架水槽については、水中ポンプ等を用いて残水及び洗浄水の排水を行うこと。

(9) 清掃要領は下表のとおりとする。

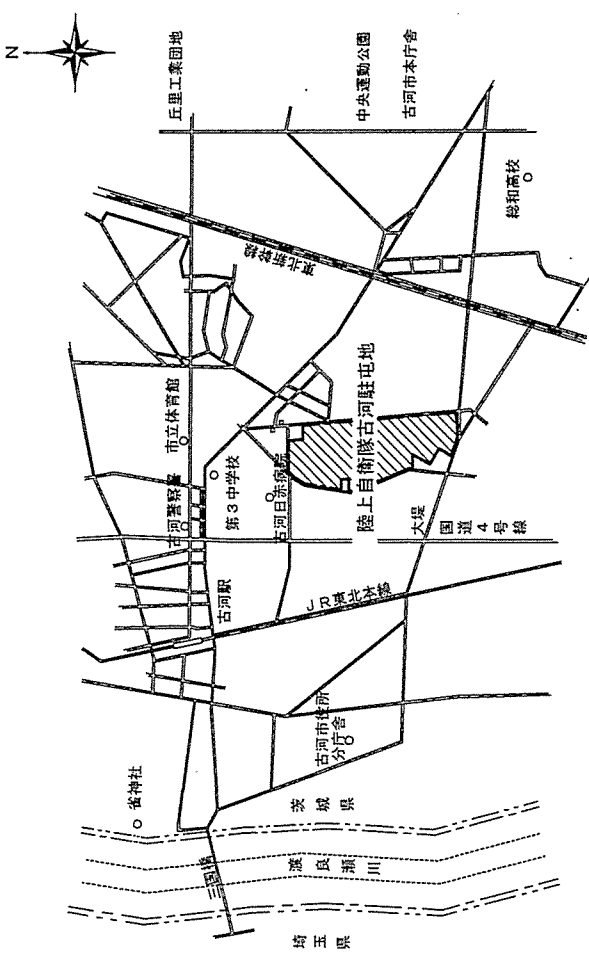
手順	作業内容
1	槽内の沈殿物、浮遊物、付着物を除去し洗浄する。壁面等の付着物の除去は、槽の材質に応じて適切な方法で行う。なお、受水槽及び高置水槽については、水槽外面の清掃も実施する。
2	洗浄に用いた水は、完全に槽外に排除すること。また、槽周辺についても清掃を行う。
3	清掃終了後、槽内の消毒を行う。消毒薬は、有効塩素50～100mg濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液または同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
4	消毒は、槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒液を噴霧による吹きつけまたはブラシ等を利用して2回以上行う。
5	消毒後の水洗い及び貯水槽内への注水は、消毒終了後30分以上経過してから行う。
6	水張り終了後、厚生労働省の定める水質基準に関する省令により、色度、濁度、臭気、臭味の水質検査及び残留塩素の測定を実施し、異常がないことを現地にて確認する。

(10) 保守点検の結果は建築保全業務報告書作成の手引き(平成30年度版)に基づき2部作成し、監督官に提出すること。

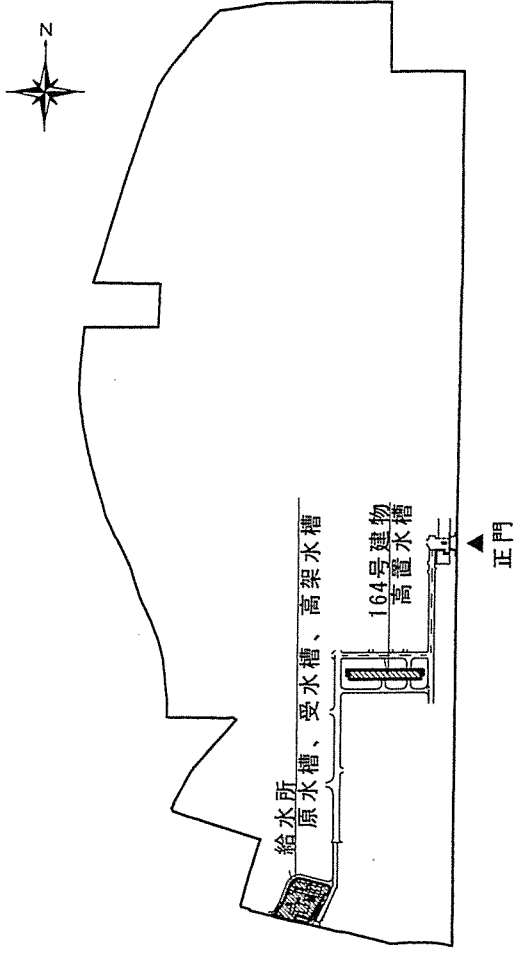
(11) 役務実施中において設備の異常や劣化、損傷等が確認された場合は、早急に当該箇所の原因調査、写真撮影、応急処置の実施、修理費用等の見積を行い、監督官に報告及び提出すること。また、その内容については、点検結果報告書に漏れなく記載するとともに、修理費用等見積書(様式随意)を監督官に1部提出すること。

(12) 本役務の役務完了検査後、設備に異常等発生した場合で、その原因が受注者側にある場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

役務件名	貯水槽清掃保守点検役務	図面番号	3 / 6
種 別	役務仕様書(2/2)	縮 尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科			



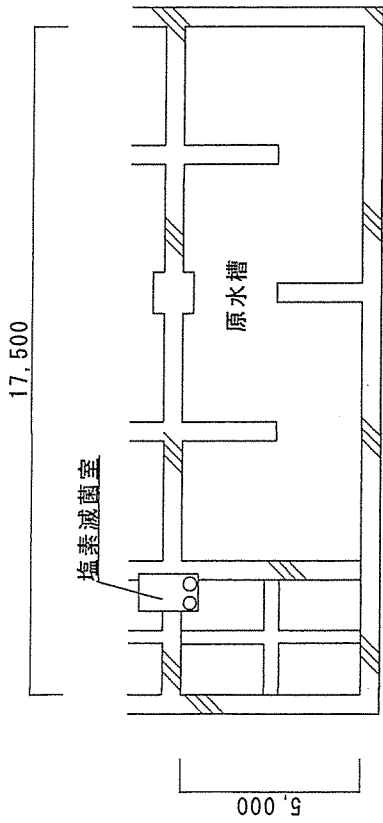
駐屯地案内図 S=1/Non



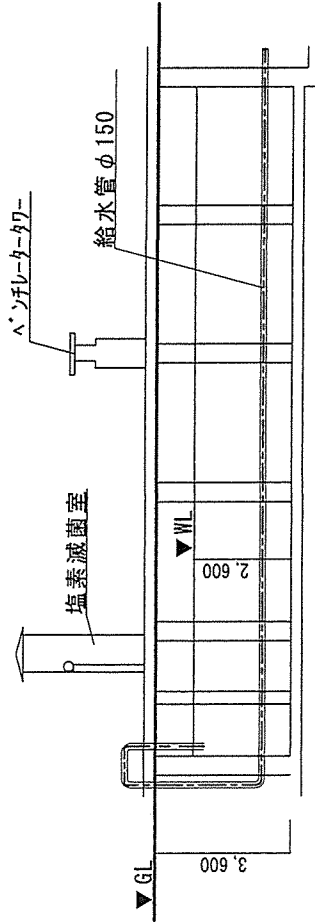
駐屯地配置図 S=1/Non

役務件名	貯水槽清掃保守点検役務	図面番号	4 / 6
種別	駐屯地案内図・配置図	縮尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地地業務隊 管理科			

・ 原水槽 (容量238t、地下式) × 1基
 本体材質: コンクリート
 場所: 給水所
 作業: 清掃及びび保守点検

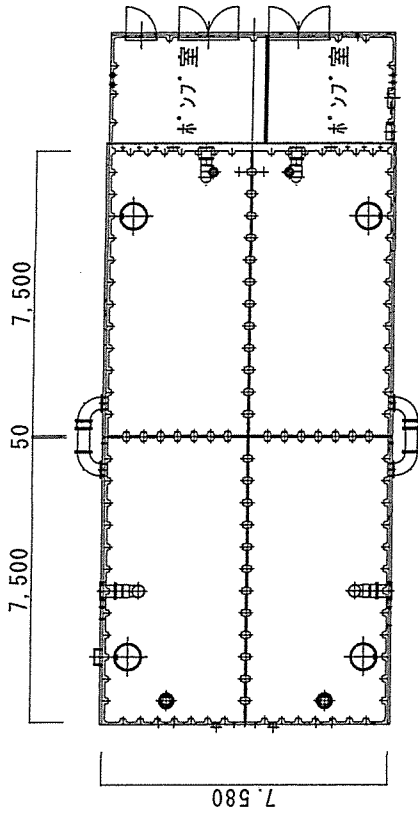


給水所 原水槽平面図 S=1/200

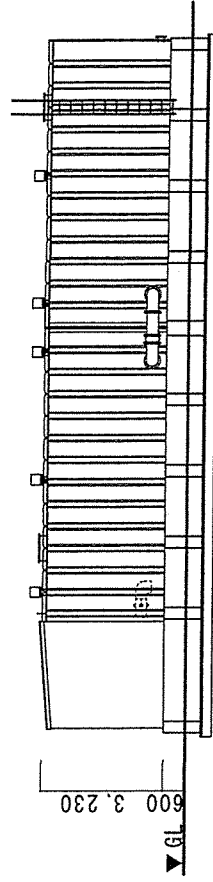


給水所 原水槽断面図 S=1/200

・ 受水槽 (容量292t、2槽式) × 1基
 本体材質: 鋼板
 場所: 給水所
 作業: 清掃及びび保守点検



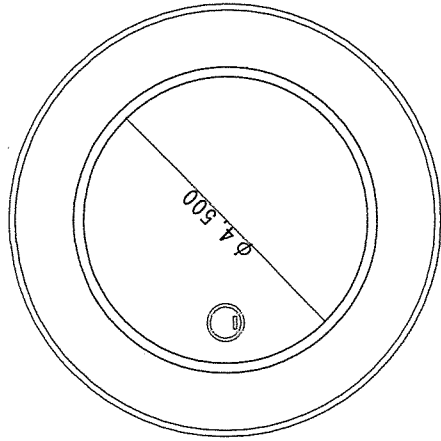
給水所 受水槽平面図 S=1/200



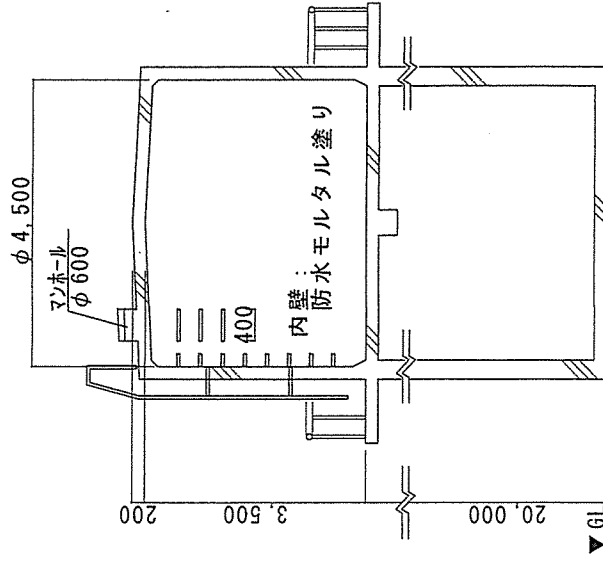
給水所 受水槽立面図 S=1/200

役務件名	貯水槽清掃保守点検役務	図面番号	5 / 6
種別	給水所原水槽・受水槽	縮尺	—
陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科			

高架水槽 (容量40t、1槽式、高さ20m) × 1基
 本体材質：コンクリート
 場所：給水所
 作業：清掃及び保守点検

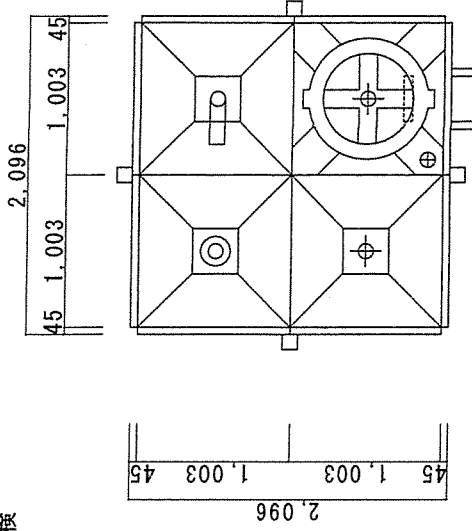


給水所 高架水槽平面図 S=1/100

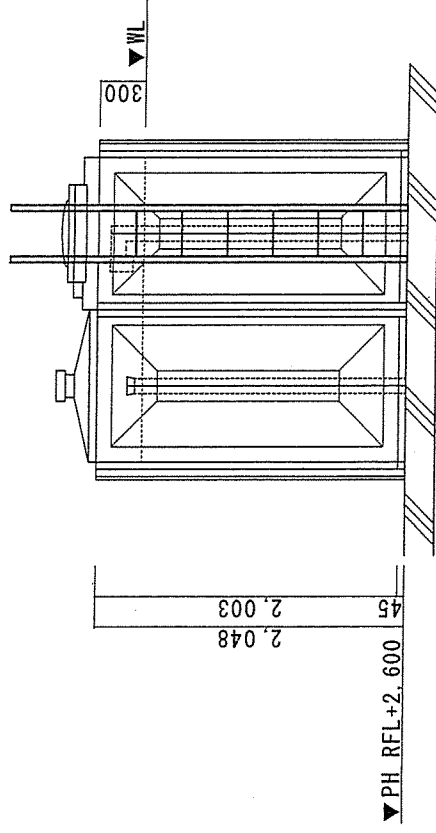


給水所 高架水槽断面図 S=1/100

高置水槽 (容量6t、1槽式) × 1基
 本体材質：FRP
 場所：164号建物屋上
 作業：清掃及び保守点検



164号建物 高置水槽平面図 S=1/50



164号建物 高置水槽立面図 S=1/50

役務件名	貯水槽清掃保守点検役務	図面番号	6 / 6
種別	給水所高架水槽、164号高架水槽	縮尺	-
		陸上自衛隊 古河駐屯地業務隊 管理科	